

第3章 事業評価（事前）実施要領

1. 評価の趣旨

事業評価（事前）は、個々の事業の実施を決定する前に、その採否、選択等に資する見地から、当該事業を対象として、あらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を測定し、事業の目的が国民や社会のニーズ又は上位の目的に照らして妥当か、行政関与の在り方から見て行政が担う必要があるか、事業の実施により費用に見合った効果が得られるかなどの観点から評価する。

2. 評価対象

(1) 評価の対象

予算要求又は財政投融資資金要求を伴う新たな政策であって、1億円以上の費用を要する重点的な施策又は10億円以上の費用を要することが見込まれるもの。

(2) 評価の対象とならないもの

前項にかかわらず、次のものは評価することを要しない。

- ① 政策の決定を伴わないもの（別の事業の実施、法律の施行等に伴い必然的に行われる事業等）
- ② 補償的な費用であり、有効性、効率性等の政策評価の観点になじまないもの。

3. 評価の手順

- (1) 新たに予算概算要求等を行う事業の企画立案にあわせて、事業の担当部局は、本実施要領別紙2の様式に必要な事項を記入して事業評価書（事前）をとりまとめ、政策評価官室に提出する。
- (2) 事業が複数の担当部局にまたがる場合には、主に所管している担当部局がとりまとめることし、1つの評価書として政策評価官室に提出する。
また、予算等において、1つの事業にまとめられている場合であっても、複数の目的・対象等が明確に分かれ、別々に評価を実施することにより適切な評価が可能となると判断される場合には、政策評価官室と相談の上、それぞれ別個に評価書を作成する。
- (3) 政策評価官室は、評価専担組織として、評価結果について技術的助言等を行う。
- (4) 担当部局は、必要に応じて政策評価官室の技術的助言等を踏まえた修正をし、事業評価書（事前）をとりまとめること。
- (5) 政策評価官室は、とりまとめた事業評価書（事前）をもとに、事業評価書（事前）要旨を作成し、事業評価書（事前）とともに公表し、あわせて事業評価書（事前）を総務省へ通知する。
- (6) 事業評価書（事前）をとりまとめた後、担当部局は、政策評価の結果の政策への反映状況を政策評価官室に報告する。政策評価官室は、それらの反映状況をとりまとめ、総務省へ通知する。

記入方法

○評価対象（事業名）等

- (1) 「評価対象（事業名）」欄には、評価の対象となる事業の名称を記載する。事業名は、予算

との対応関係がわかるように留意する。

- (2)「主管部局・課室」欄には、当該事業の主たる部分を所管する部局・課室名を記入し、「関係部局・課室」欄には、その他の関係部局・課室名を記入する。
- (3)「関連する政策体系」欄には、当該事業に関連する基本目標、施策目標及び個別目標とそれぞれの番号を記入する。
- (4)整理番号及び日付については、事業評価書（事前）をとりまとめる際に政策評価官室で一括して記入する。

「評価対象（事業名）」等の記入例（平成19年度に作成した事業評価書（事前）（「健康情報活用基盤実証事業」）から引用）

整理番号は空欄

（整理番号　　）

事業評価書（事前）

予算との対応関係が分かるように記入

平成　年　月

評価対象（事業名）	健康情報活用基盤実証事業	
主管部局・課室	医政局研究開発振興課医療機器・情報室	
関係部局・課室	総務省情報通信政策局情報流通高度化推進室 経済産業省商務情報政策局サービス産業課医療・福祉機器産業室	
関連する政策体系		

基本目標 I 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策目標 3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること

施策目標 3-1 医療情報化インフラの普及を推進すること

個別目標 1 医療のIT化を推進すること

1. 現状・問題分析とその改善方策（事業実施の必要性）

- (1) 事業が必要とされている背景及び現状の問題点等を可能な限り客観的なデータを用いて分析し、問題点等の改善方策を踏まえた当該事業の必要性を記入する。また、過去に実施した政策評価の結果を踏まえた事業の場合には、その旨を記入する。
- (2)「現状・問題分析に関する指標」欄には、現状・問題分析をする際に有益な指標がある場合に記入する。また、欄内に当該指標の単位を括弧書きで記入する。
- (3)「（調査名・資料出所、備考）」欄には、後述 [] 「（調査名・資料出所、備考）」欄の記入方法」を参照の上、記入する。